

あおもり型



健康経営

ガイドブック



「健やか力」向上推進キャラクター
マモルさん

目次

- | | |
|--------------------------------|---------------------------------|
| ● 健康経営とは？..... 1 | ● 健康経営の取組状況をチェックしましょう..... 6 |
| ● 青森県健康経営認定制度について..... 3 | ● 短命県返上のための“青森県健康経営認定制度”..... 7 |
| ● 認定を受けるために取り組んでいただきたいこと.... 4 | 弘前大学大学院医学研究科社会医学講座 特任教授 |
| ● がん検診について・空気クリーン施設について..... 5 | 青森県医師会健やか力推進センター センター長 中路 重之 |

はじめよう!
健康経営!

健康経営[®]とは?

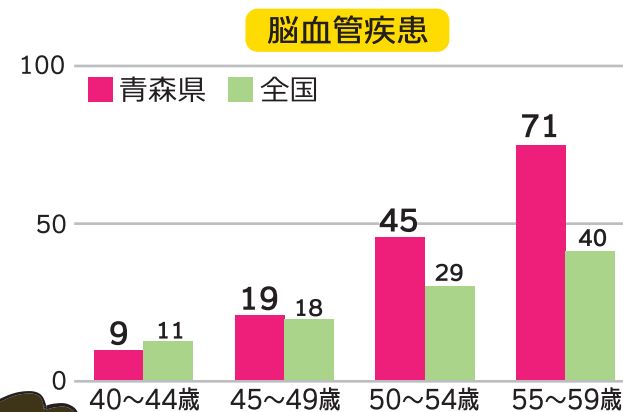
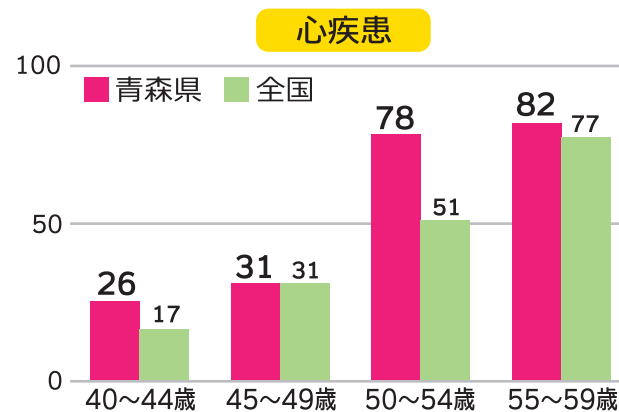
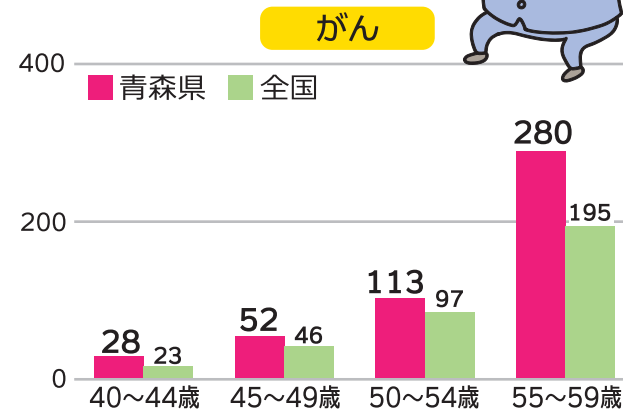
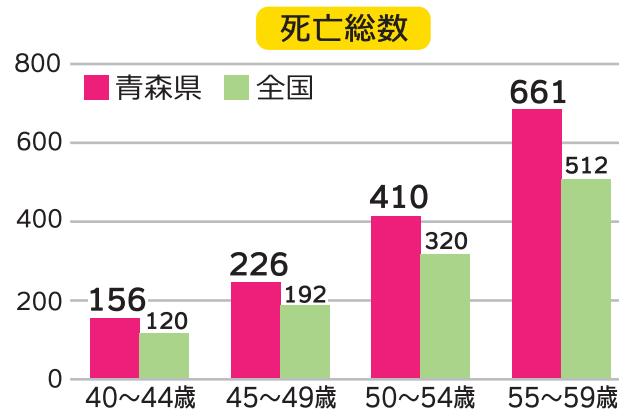
健康経営[®]とは、従業員の健康管理を経営的視点から考え、戦略的に実践することで、NPO法人健康経営研究会の登録商標です。



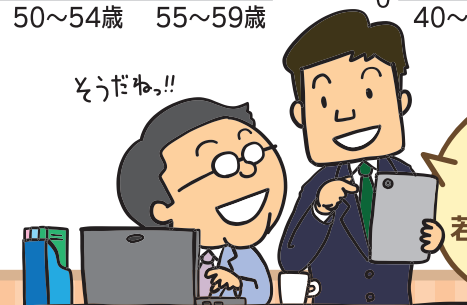
理由1 青森県は、会社を支える働き盛り世代の死亡率が高いから。

40～50代男性の人口10万人当たりの死亡数

(厚生労働省「平成28年人口動態統計」から算出した年齢階級別粗死亡率)



そうだね!!



生活習慣病
(がん・心疾患・脳血管疾患)に
ならないためには、
若い頃からの健康づくりが
大事だね!

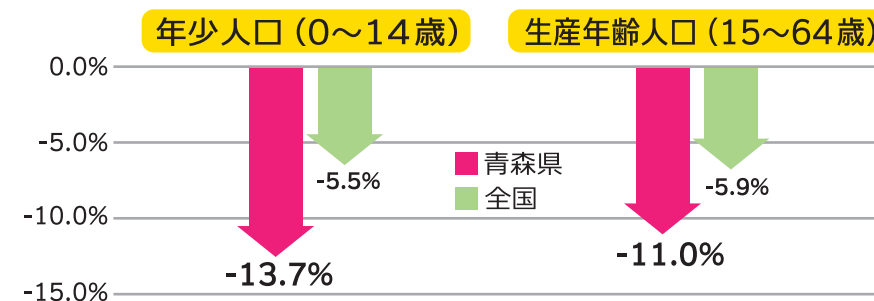
特に50代から
全国との差が
広がるんだね!



理由2 青森県は、少子化が進み、働く世代の人口が減っているから。

人口減少率の比較(H23.10.1→H28.10.1)

(総務省統計局「人口推計」から算出)

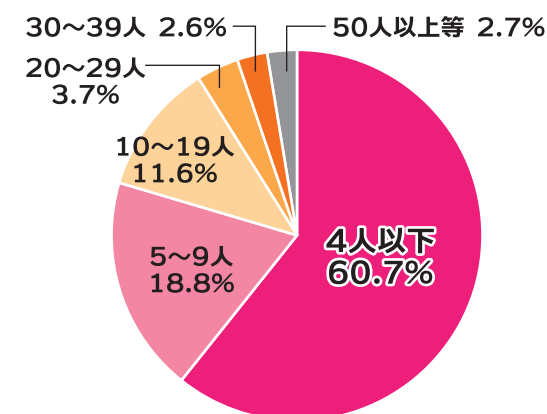


未来を担う
子ども達のためにも、
僕たち世代の健康管理は
大切だね!



理由3 青森県は、県内事業所のほとんどが中小企業で、従業員の損失は会社への影響が大きいから。

従業者別規模事業所数 (平成26年経済センサス基礎調査 青森県結果書)



これからは、
会社ぐるみの
健康づくりが
求められて
います!



青森県健康経営認定制度について



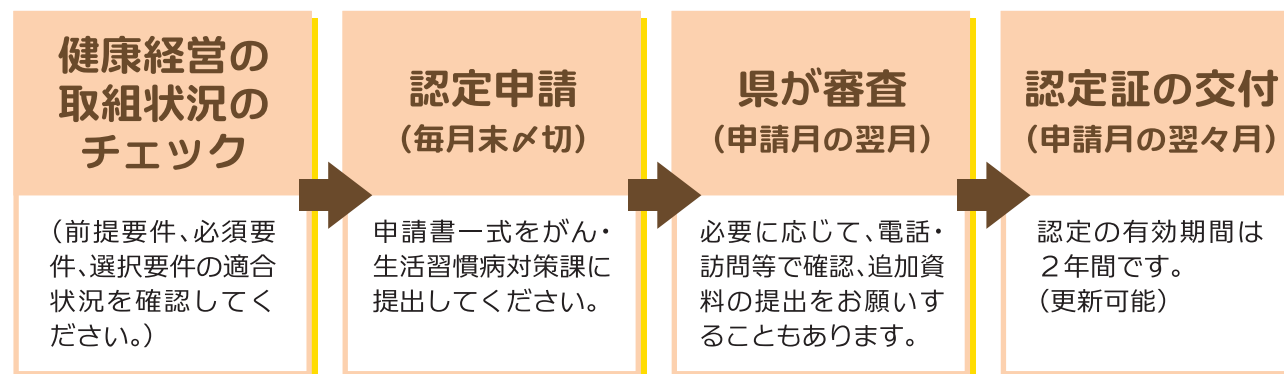
認定の対象

以下の要件を満たす、県内に事業の拠点がある事業所
(常時雇用する労働者を有する法人、個人、団体(国及び地方公共団体を除く。))

(1) 前提要件	県税の滞納がない、関係法令への違反がない、暴力団との関係がないこと。
(2) 必須要件 (6項目)	① 事業主自身の健康診断の受診、健康宣言の実施。 ② 県医師会健やか力推進センター研修等の修了者を健康づくり担当者として定めるなどの健康管理体制の構築。 ③ がん検診の受診勧奨及び勤務時間内にごがん検診を受診できる体制の構築。 ④ 空気クリーン施設(施設内禁煙)の認証。 ⑤ 40歳以上の従業員の健康診断の結果把握。 ⑥ 労働保険料と社会保険料の完納。(社会保険料については適用除外に該当する場合を除く。)
(3) 選択要件 (4項目)	労働安全衛生法に定める定期健診の受診、従業員を対象とした健康づくりの実施、メンタルヘルス対策の実施等 9 項目から 4 項目以上を選択。

要件の詳細内容は県ホームページで確認できます。

認定の手続き



認定のメリット

1 企業PR・イメージアップ

- 県ホームページ等での事業所紹介
- 求人票での青森県健康経営事業所である旨の表示

2 県入札参加資格申請時の加点

- 建設工事 5点
- 物品・役務 4点

3 県特別保証融資制度の利用

青森県特別保証融資制度「『選ばれる青森』への挑戦資金」の利用

4 県内金融機関による低利融資

青森銀行「くあおぎん」地方創生ファンド、みちのく銀行「くみちのく」地域活性化ローンふるさと・いきいき」等

新たなメリットは確定しだい、県ホームページ等でお知らせします。

認定期間：2年間



健康経営認定のため、必ず取り組んでいただきたいことはこちらです！

1

社長さん自身が健康診断を受け、健康宣言を実施してください。

- 協会けんぽ加入事業所については、協会けんぽに健康宣言を登録してください。

問合せ先 協会けんぽ青森支部 017-721-2713

- 協会けんぽ以外の健康保険組合に加入している事業所や従業員5人未満の個人経営事業所で社会保険の適用除外を受けている事業所については、従業員の皆さんに健康宣言の内容を周知してください。

2

「健康づくり担当者養成研修」を受講してください。

- 県医師会健やか力推進センターが開催する「健康づくり担当者養成研修」を受講してください。

問合せ先 健やか力推進センター 017-763-5590

※ 常勤従業員50人以上の事業場を有する事業所で、労働安全衛生法で産業医、総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者の選任が義務付けられている場合は、その状況も確認します。

3

従業員の皆さんにごがん検診の受診を勧めてください。

- ごがん検診がセットになっている協会けんぽの「生活習慣病予防健診」や市町村のがん検診を受けるよう勧めてください。
- ごがん検診を受診するために休暇を取らなくてもいいように、受診時間は勤務時間扱いができるようにしてください。



対象となるがん検診
厚生労働省が推奨する科学的根拠に基づく「5大がん」検診

種類	検査項目	対象者	受診間隔
胃がん検診	問診、胃部エックス線検査	40歳以上	1年に1回
	問診、胃内視鏡検査	50歳以上	2年に1回
肺がん検診	問診、胸部エックス線検査、喀痰細胞診	40歳以上	1年に1回
大腸がん検診	問診、便潜血検査	40歳以上	1年に1回
乳がん検診	問診、乳房エックス線検査(マンモグラフィ)	40歳以上	2年に1回
子宮頸がん検診	問診、視診、子宮頸部の細胞診、内診	20歳以上	2年に1回

4

「空気クリーン施設」の認証を受けてください。

- 県内にある、従業員常駐の建物(支店、営業所、事務所等)を施設内禁煙とし、県に届け出ると、県が実態を確認の上、認証します。

【届出先】 最寄りの県保健所
※ 青森市内の事業所はがん・生活習慣病対策課



がん検診について

青森県のがんによる年齢調整死亡率は、平成16年度から13年連続全国ワースト1位となっています。

がんは早く見つければ死なずに済む病気です。定期的に検診を受け、異常があれば怖がらずに精密検査を受けることが大切です。

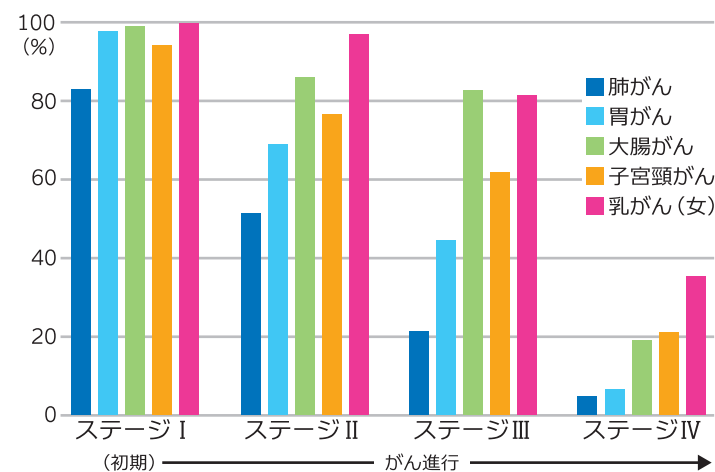
青森県健康経営認定制度では、
従業員ががん検診を受けやすい
環境を整備している
事業所を評価
します。



要精密検査となったら、必ず病院に行きましょう！

【がんの病期別5年生存率】

出典：全がん協加盟施設調査（2006～2008年診断症例）



空気クリーン施設について

「タバコ」は、がん、循環器疾患、糖尿病等の様々な疾患の原因となることが科学的根拠により明らかとなっています。

青森県がん対策推進条例では、事業者は労働者の受動喫煙を防止するため対策を講ずることを特に配慮しなければならないとされています。



青森県健康経営認定制度では、**建物内禁煙を実施し、空気クリーン施設の認証を受けている事業所を評価**します。

受動喫煙防止対策実施施設 空気クリーン施設



施設内は全面禁煙です。

▲このステッカーが認証の目印です！

健康経営の取組状況をチェックしましょう！

評価項目	認定要件（取組内容）	要件区分	チェック欄
① 経営理念	① 事業主自身が健康診断を受診しており、かつ、健康宣言を行っていますか？	必須	☐
② 組織体制	② 青森県医師会健やか力推進センターの健康づくり担当者の養成研修等を修了していますか？ 常勤従業員 50 人以上の事業場を有する事業所の場合、労働安全衛生法で選任を義務付けられた産業医、総括安全衛生管理者、衛生管理者、安全管理者の選任を確認するため、労働基準監督署に提出した選任報告の写しも必要です。	必須	☐
	③ 治療と仕事の両立支援のための環境を整えていますか？ （取組事例：時間単位の休暇制度、相談窓口の設置等）	選択	☐
	④ 全ての常勤従業員が労働安全衛生法第66条第 1 項に定める一般定期健康診断を受けていますか？	選択	☐
③ 制度・施策実行	⑤ 常勤従業員に対して「5 大がん」検診の受診を勧奨するとともに、その受診時間を勤務時間扱いとできるようになっていますか？	必須	☐
	⑥ 常勤従業員に対して事業所が実施したがん検診の受診記録を保管しており、市町村の求めがあった場合に提供可能な状態ですか？	選択	☐
	⑦ 常勤従業員を対象とした福利厚生事業として健康づくり（禁煙支援を除く。）に取り組んでいますか？ （取組事例：健診費用の負担、スポーツジムとの法人契約等）	選択	☐
	⑧ 常勤従業員に対して健康診断やがん検診後の精密検査や、特定保健指導を受ける機会を提供していますか？	選択	☐
	⑨ 受動喫煙防止対策を実施しており、空気クリーン施設の認証を受けていますか？	必須	☐
	⑩ 常勤従業員に対してメンタルヘルス対策を行っていますか？ （心の健康づくり計画の策定、メンタルヘルス推進者の設置等 4 つの取組が必要です。）	選択	☐
	⑪ 常勤従業員に対して禁煙支援を実施していますか？ （取組事例：禁煙外来費用の助成等）	選択	☐
	⑫ 常勤従業員に対して歯・口腔の健康に関する取組を行っていますか？ （取組事例：協会けんぽ青森支部歯科健診事業の実施）	選択	☐
	⑬ 事業所において、40 歳以上の常勤従業員の血圧測定及び体重測定を週 1 回以上行っていますか？	選択	☐
	⑭ 40 歳以上の常勤従業員の健康診断の受診結果を把握していますか？	必須	☐
④ 評価・改善	⑮ 労働保険料と社会保険料を完納していますか？	必須	☐
⑤ 法令遵守・リスクマネジメント			

既に認定を受けた事業所の取組内容は、
県のHPで御紹介しています。
「青森県健康経営事業所の御紹介」

青森県 健康経営事業所 🔍 検索

認定に当たって最低限必要な項目数

必須 6 + 選択 4 = 10

短命県返上のための “青森県健康経営認定制度”

弘前大学大学院医学研究科社会医学講座 特任教授
青森県医師会健やか力推進センター センター長

中路 重之



平成29年12月、都道府県平均寿命ランキング（平成27年分）が公表され青森県はまた男女とも最短命という結果でした。

しかし今、短命県返上を目指して青森県では、産官学民が協力し、地域、職域、学校でさまざまな活動が展開されています。

そのもっとも注目すべき取り組みとして、平成29年4月、“青森県健康経営認定制度”が青森県により創設されました。本制度には、厳しい要件が課されています。全国に先駆けた本気の取り組みです。トップによる健康宣言は勿論のこと、健康づくり担当者が青森県健やか力推進センターの一日研修（健やか隊員育成研修）を受け、さらには2年に一度の更新が義務づけられています。

これを受けて本センターでは、平成29年度、県内7か所で「健康づくり担当者研修」を実施しました。290人の皆さんの参加を得、健康に関する知識と考え方、そして今後健康リーダーとしてどのような活動をしていけばいいのか、などにつき勉強していただきました。私もすべてに参加しましたが、参加者の皆さんの熱意は大変なもので正直心が熱くなりました。短命県の力ぎを握る“青森県健康経営認定制度”の成功は健やか力推進センターにかかっていると言っても過言ではありません。

健康宣言実施企業数は平成30年2月21日現在で209、認定を受けた青森県健康経営事業所数は平成30年2月13日現在で91となりました。飛躍的な充実です。

企業の皆さま、とくにトップの皆様、どうか時代を見誤らないでください。今の企業における健康づくりの流れは一次的な流行ではありません。本物です。健康経営を行っている企業は、レベルの高い優良企業という社会的評価が得られます。逆もまた真です。それは、必然的に、従業員やその家族の幸福につながり、また会社のイメージアップにつながります。

短命県が返上された青森県。そこには、企業トップが、従業員とその家族の健康と幸福を心から願う“美しい姿”があります。その先にあるのは豊かで明るい青森県です。



青森県健康経営認定制度の問合せ及び申請先

青森県健康福祉部 がん・生活習慣病対策課 健やか力推進グループ

〒030-8570 青森市長島 1-1-1 TEL 017-734-9283 FAX 017-734-8045
<http://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/ganseikatsu/aomori-kenkoukeiei.html>

申請書類等詳細は県ホームページで確認できます。

青森県 健康経営

検索